

2-8 「事故判定、是か非か」指名停止審査での対応

1. 立場と仕事

地方建設局(整備局)に入省し28年目、それまで河川事業を中心に本省等への出向を含め各方面での経験を積み、整備局の企画部で直轄工事の監督検査、成績評定、指名停止等の処分の審査等、入札・契約制度に係る技術的事項を所掌する担当課長の職にあったことである。

2. 遭遇した事態

工事事故等が発生した場合には、それに伴う指名停止等の処分の審査窓口につながり、審査窓口は、指名停止等の基準、前例等を踏まえて、事故とするかしないかの扱いと事故の場合の処分について原案を作成し、実務担当者の審査会を経て指名停止委員会に諮り処分が決定することとなっていた。

ある砂防工事の現場で重機が転倒するという事案が発生した。これまで、重機の転倒に対しては事故扱いとすることが通常であったが、第一報を報告した当該事務所の副所長は、安全管理は十分になされており、事故ではないとの報告であった。その後の正式な事務所の事故調査委員会の報告をもとに事故扱いとしないかどうかの判断を行わなければならなかった。

当該事務所は砂防の事務所であり、急峻な地形条件など厳しい条件での工事がほとんどであり、工事内容によっては、不調・不落も高い率で発生していた。当該工事もそのような厳しい条件の難工事であったが、受注業者は優良工事表彰に値するような施工に対する取り組み状況であった。そのような中、今回の案件に対する事務所の見解は、大きな玉石等がある河床を重機が移動中に予期できない浮き石により転倒したもので、事故ではないとの報告であった。

重機の転倒に対しては過去の例では全て事故扱いとなっていたが、このような事務所の事故調査委員会の見解を踏まえ、今回のケースについてどのような判断とするか、審査窓口としての判断が求められた。

3. 対応内容とその結果

私は、前例にとらわれることなく、今回の問題に客観的に向き合ってみようと考えた。そこで、事務所に対して、事務所の主張を裏付ける十分な状況の整理を指示するとともに、事務局において過去の同様の事例を洗い直して、その違いを整理するよう指示した。

これらの整理結果から、今回のケースは通常に要求される注意や安全管理を講じても防止できない不可抗力によるものと整理するのが妥当であると判断された。そこで、そのような原案を取りまとめ審査会に諮ることとした。審査会でも事故扱いとしないことが決定された。

実態に即した妥当な判断、対応を行うことができ、受発注者間の信頼関係を維持することができたと考えている。